

Title	黎明会の治安警察法第十七条撤廃講演会
Sub Title	A Refiection on the Reimei-Kai Rally about the Abolition of § 17 Police-Security Act of 1900
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.1 (1993. 1) ,p.9- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	米津昭子教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930128-0009">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930128-0009</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 黎明会の治安警察法第十七条撤廃講演会

中 村 勝 範

- 一、問題の所在
- 二、黎明会第七回講演会の背景
- 三、福田徳三が危惧した労働者の急進化
- 四、北沢新次郎における思想の二重構造
- 五、三辺金蔵の英国的自由論からの立論
- 六、麻生久のマルクス主義的革命論の立場
- 七、吉野作造の普選論とそれまつわる穿鑿
- 八、結 語

## 一、問題の所在

大正時代における穏健な民主的思想団体である黎明会が、「治安警察法第十七条の研究」を主題に第七回講演会を開催したのは大正八（一九一九）年十月二十三日であった。治安警察法（明治三十三（一九〇〇）年三月十日公布）は、それが法案の時から議論があり、とりわけその第十七条は労働組合活動を阻害するものとして批判され、成立以後も同様

な意味において改廃を要求する声はあった。しかしながら、公開の場において大衆を聴き手にこの法律への反対・撤回を主張する講演会は、空前であった。本稿はかかる講演会が開催された社会的背景、講演内容の分析と評価、講演会の歴史的位づけ等につき考察する。

## 二、黎明会第七回講演会の背景

黎明会第七回講演会が開催された社会的背景を労働組合運動との関係に絞り考察する。

友愛会が結成された大正元（一九二）年から労働組合が自ら解散していった昭和十五（一九四〇）年までの二十八年間における各年の同盟罷業件数及びそれへの参加総人員は表1の通りである。黎明会が最も活発に活動した大正八年における同盟罷業数四九七件、参加人員六三、一三七人は大正期においてそれぞれ件数において一位、人員数において二位にあり、二十八年間を通じて八位及び三位であった。この数値及びランクだけでも大正八年の労働運動の激烈ぶりを知ることができる。また表2により大正八年中、労働争議がもっとも多発した月は十月であったことがわかる。さらに表3の大正八年の月別罷業、怠業件数から同年十月は罷業件数において同年中二位、怠業件数において同年中一位であったことがわかる。

要するに黎明会第七回講演会が行われた大正八年十月は大正期における労働者の争議、罷業、怠業のピークの月であった。しかもその前月には、それまで稀れにしか適用されなかった治安警察法第十七条が東京砲兵工廠の同盟罷業を指導した労働者に適用され、二十三名が逮捕されるといふ顕著なる事件が起きていた。この罷業のピーク時には六千乃至七千名の労働者が罷業に参加したが、国家は警察、憲兵を動員して罷業鎮静化をはかったため労働者側は結局、「吾等職工が僅少なる要求の為に国防の欠陥を生ずるは陛下の赤子として豈忍びんや」無条件をもって田中義一陸

表1 同盟罷業の実態①

年代	同盟罷業件数(件)	参加人員(人)
T 1	不明	不明
2	47	5,254
3	50	7,904
4	64	7,852
5	108	8,413
6	398	57,309
7	417	66,457
8	497	63,137
9	282	36,371
10	246	58,225
11	250	41,503
12	270	36,259
13	295	48,940
14	270	32,472
15	469	63,644
S 2	346	43,669
3	332	36,672
4	494	60,084
5	763	64,933
6	846	54,515
7	778	46,025
8	525	35,880
9	562	41,149
10	531	31,853
11	498	26,772
12	530	53,429
13	224	12,769
14	290	20,640
15	239	24,152

相に一任す、とする宣言を発し同盟罷業を終結した。陸相また潔く兵を退いた労働者に感動したとして鹹首及び解雇した労働者の全員復職を含む労働者の要求に誠意を以て尽す、と約束した。労働者は陸相の温情と約束に感泣した。治安警察法第十七条が労働者を襲ったのは、労働者が陸相の俠気に感泣し、その涙がようやく乾いた頃であった。<sup>(4)</sup>

東京砲兵工廠の同盟罷業をした労働者たちが治安警察法第十七条で多数逮捕された後、賃上げを要求していた神戸川崎造船所の労働者一万五千人が九月十八日正午を期して怠業に突入した。治安警察法第十七条は「同盟罷業」を取締る法律であるがゆえに、当該条項から逃れるものとして「怠業」が打たれたのである。怠業の状況は「唯ノラクラと働く<sup>(6)</sup>」か、「徒らに手を拱き居<sup>(7)</sup>」るか、あるいは機械の廻転を緩かにして「卅分働いて卅分休息する」という状態で「作業平常の三分の一」という有様だった。<sup>(8)</sup> 九月二十六日には、司法当局は初めて、サボタージュを行うべく他人を煽動、誘惑し且つ暴行脅迫した場合には、これを「同盟罷業の内に包含せしめ治安警察法第十七条に照して蔽罰に処す

表2 大正八年の月別労働争議<sup>(8)</sup>

月	件数
1	20
2	11
3	5
4	2
5	19
6	33
7	205
8	146
9	71
10	260
11	81
12	46
合計	909

べし」殊にサボタージュは同盟罷業より悪質である、<sup>(9)</sup>という怠業にたいする見解を発表した。翌二十七日、松方幸次郎川崎造船所社長は、通常の作業をしている葺合、兵庫の二分工場の労働者にたいし、怠業をしている神戸本社の労働者の要求を上回る待遇改善を示し、本社労働者には解雇処分を為すべきを暗に訓戒すると、<sup>(10)</sup>怠業労働者は驚愕、復業はもとより、社長に陳謝決議し、急転争議は終結し

表3 大正八年の月別罷業、<sup>(11)</sup> 総案件数<sup>(12)</sup>

月	争議別	件数
1	罷怠	10
2	罷怠	2
3	罷怠	5
4	罷怠	1
5	罷怠	6
6	罷怠	12
7	罷怠	65
8	罷怠	13
9	罷怠	7
10	罷怠	24
11	罷怠	10
12	罷怠	62
計	罷怠	33
	罷怠	21
	罷怠	9
	罷怠	11
	罷怠	3
	罷怠	281
	罷怠	78

しかしながら、組織労働者の一部には階級闘争心を鼓吹する余り、正常な労働組合運動を逸脱するものが現われた。大正八年十月十日に行われた第一回国際労働会議に出席する労働代表にたいする反対運動である。この日、友愛会、信友会等の労働団体が榊本卯平代表の出席に反対し、東京駅及び横浜港埠頭において弔旗、喪章、葬式用白旗、白張提灯、楯、位牌等を繰り出し、葬式デモを展開した。この反対運動の指導者の一人が友愛会主事麻生久であった。<sup>(12)</sup>友愛会評議員にして黎明会の看板の一人であった吉野作造は、この事件の二、三か月前から労働者階級の言動の中に人

道主義的要素が頗る欠如していると指摘し、その結果は資本家の横暴に代うるに労働者の横暴を以てするに過ぎないとしていた。かように思考していた吉野は、友愛会の労働代表派遣反対運動への取り組み方に種種人情に悖るものなきかと懷疑し、その創立以来、積極的に支援してきた友愛会に距離を置くことにし、評議員を辞退した<sup>(13)</sup>。

如上の労働情勢を背景に黎明会は既述の通り十月二十三日午後六時より神田青年会館において第七回講演会を開催した。講演題名、講演者、講演順番は次の通りであったと思われる<sup>(14)</sup>。

誠意なき我國の労働政策	早大教授	北沢新次郎
労働団結権及同盟罷工権	法学博士	福田 徳三
治安警察法存置論を嗤ふ	慶大教授	三辺 金蔵
治安警察法と眞の治安	法学士	麻生 久

なお三宅雪嶺「政府と資本家」、吉野作造「官僚の新傾向」が予告されていたが、都合によりとり止めとなった<sup>(15)</sup>。同年十二月一日に発行された『黎明講演集』第二巻第三号は、右四人の講演に吉野が寄稿した「普通選挙と労働運動」を加えて「治安警察法第十七条研究」と命名した。但し、掲載順番としては福田、北沢、三辺、麻生そして吉野の順であった。

当講演会に至るまで黎明会は大正八年三月十九日の例会に牧野英一を招き治安警察法第十七条に関する研究報告をきいたことがある<sup>(16)</sup>。しかしながら同会はその後当該条項にたいする反応を会として示したことはなかったが、ここに至り講演会の主題としてとりあげた理由は、「今日日本に於て最も急を要する問題であると思ふ所の、治安警察法第十七条の問題に就て、全員一同が考へて居る所を懇へたい<sup>(17)</sup>」(福田徳三)という点にあった。会員一同が考へている所を懇へるといふ点であるが、黎明会はその創立にあたり、同会の「大綱」三則を設け、この根拠に反対、逆行する思想には一斉に対抗するが、大綱三則に基づいた思索立論により、さらに一步を進めて日本の前途にたいしては如何なる目

標を与うべきやということに関しては銘銘の意見は必ずしも一致していないから、それから先は各人の信ずる所に向って進む、としていた。<sup>(18)</sup> 黎明会が治安警察法第十七条批判講演会を開催したのは、同会員一同が治安警察法第十七条は黎明会大綱三則に反対、逆行すると考えたがゆえに、その点を広く世に慫えたい、ということになったのであろう。黎明会は三月十七日の牧野講話当時から治安警察法第十七条に関心を抱きながら十月二十三日の第七回講演会まで会員一同が考えている所を慫える機会が無かったのは、燎原の火のごとく広がる同盟罷業にたいし、当該条項の適用がごく稀れであり、さながら労働組合運動を阻害するもの無きがごとき状態であったからに違いない。しかるに東京砲兵工廠事件が同会員に治安警察法第十七条問題こそ今日最も緊急課題という認識を抱かせ、当該条項にたいする抗議の講演会開催となった。

講演会に参加する聴衆もまた東京砲兵工廠事件の後に治安警察法第十七条に関する講演会であるということから、恒例の聴衆である知識階級の枠を越えて労働者階級からの参加者が目立った。聴衆は量的には増加したが質的には問題があった。当夜の来聴者中には、いつもの来聴者と「種を異にした人々」が少なからずいたので「多少の喧燥」<sup>(19)</sup> ながらもしたと記録された。もっとも、四人の講演者のすべての講演がいずれも多少喧燥に見舞われたというのではなく、福田徳三の講演中に特にそのような現象が現われた。かくのごとく一部に多少の喧燥はあったにしても、黎明会だけが治安警察法第十七条撤廃の講演会を開催し、無事終了することができた。

本稿では原典に応じ「同盟罷業」、「同盟罷工」、「ストライキ」、あるいは「怠業」、「サボタージュ」を使いわけた。筆者の文言としては同盟罷業、怠業に統一した。

(1) 岩波書店『近代日本総合年表』(一九七八年十一月二十二日 第二刷)により作成した。なお大正三年から同八年までの統計は、大原社会問題研究所編『日本労働年鑑 大正10年版』(法政大学出版局一九六七年十月一〇日 復刻版)五二頁の「同

盟罷業調」の統計と一致するが、大正11年版以後の『日本労働年鑑』では労働争議件数が変わっているため表1の同盟罷業件数とは異なるものとなる。

(2) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑大正9年版』（法政大学出版局一九六七年九月一〇日 復刻版）一八九頁の「労働争議の理由別表」により作成した。

(3) 右同書一八九―一九〇頁の「罷業、怠業、工場閉鎖の調査」により作成した。

(4) 拙稿「東京砲兵工廠の同盟罷業と治安警察法第十七条——黎明会研究に関連して——」（慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六十五巻第一号 平成四年一月）。

(5) 大正八年九月十九日の『東京日日新聞』及び『東京朝日新聞』は共に「二万五千人」、前掲『日本労働年鑑 大正9年版』九八頁は「二万六千七百八十人」となっている。

(6) 「川崎造船所の同盟罷業／職工手を引き／機械は空廻り／松方社長の説明も甲斐なく／増給の肯かれざるを憤り／一万五千人工場でブラ／＼」（『東京日日新聞』大正八年九月十九日）。

(7) 「川崎造船の職工二万五千／怠業を執行す／松方社長との交渉／遂に不調となる／終日工場内にて拱手す」（『東京朝日新聞』大正八年九月十九日）。

(8) 「怠業ぶり巧に／卅分働いて卅分休む／川崎造船の怠業継続」（『東京日日新聞』大正八年九月二十四日）。

(9) 「怠業取締／司法当局の談」（『東京日日新聞』大正八年九月二十日）。川村警保局長は大正八年十月十五日、「怠業の如きも一種の同盟罷業と見得るを以て若誘惑、煽動に依りて之を断行するが如き時は第十七条の適用を見るを保し難し」（労働組合組織／川村警保局長談）（『東京朝日新聞』大正八年十月十六日）と述べていた。

(10) 「優遇案を発表されて／川崎の職工泣付く／昨日松方社長と最後の会見で／職工側は罷工を思ひ止まる」（『時事新報』大正八年九月二十八日）。

(11) 「本工場職工／折れる／社長に陳謝／し留任嘆願」（『東京日日新聞』大正八年九月二十八日）。

(12) 拙稿「労働運動における量と質」（慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六十二巻第十二号 平成元年十二月）。

(13) 拙稿「吉野作造の人道主義的労働運動観」（日本大学法学部編『政治学をめぐる諸問題——鶴沢義行博士古稀記念論文集』平成二年六月十六日）。

(14) 講演順番は本来、福田、北沢となるところであったが、この日は北沢が「特に差支がある」ため最初に立ち、その次に福田が演壇に立った（福田「労働団結及同盟罷工権」）。



- (15) 中目尚義「雑記」(『黎明講演集——治安警察法第十七条研究号——』第二卷第三輯 大正八年十二月一日)。
- (16) この時牧野は「同盟罷工権」に関する講話をしたとされている(『黎明会記録』(『黎明講演集』第一卷第四輯 大正八年六月一日)が、その講話の全文が同会機関誌に掲載された時「治安警察法第十七条」(『黎明講演集』第一卷第五輯 大正八年七月一日)とされていた。また前掲『黎明講演集——治安警察法第十七条研究号——』にはジ・デー・エッチ・コール著、中目尚義訳『労働組合指針』(大鑑閣)の広告が掲載されているが、同訳書には牧野英一「治安警察法第十七条」が、「東京鉄工組合規約及細則」と共に附録とされていたと示されている。
- (17) 前掲福田「労働団結及同盟罷工権」。
- (18) 吉野作造「開会の辞」(黎明会第一回講演会(大正七年十二月二十三日)の講演で、『黎明講演集』第一卷第一輯(大正八年三月一日)に掲載されている。拙稿「黎明会とその漸進主義」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第五十九卷第十二号昭和六十一年十二月)。
- (19) 前掲中目「雑記」。

### 三、福田徳三が危惧した労働者の急進化

福田徳三の演題は「労働団結権及同盟罷工権」とされていた。治安警察法第十七条そのものについては冒頭において、黎明会員に共通した問題意識として当該条項の「撤廃」を「学問上の結論」として「要求」するとはしていたが、これ以外に論ずるところはまことに乏しかった。長時間の講演において論じられたことは西洋における「労働団結権及同盟罷工権」の故事来歴であった。福田の講演は多分二時間以上にあたるものであったと思われるが、その中で多少とも当時の日本において最も緊急な課題と関連ありと思われるもののみを拾い要約していこう。

西洋において労働団結並に同盟罷工を権利と認めるまでには法律上、時代を、Ⅰ無関心時代、Ⅱ禁止の時代、Ⅲ曖昧の時代(禁止不徹底)、Ⅳ解禁時代(不完全な自由)、Ⅴ形式的には権利と認めた時代(実質的には不十分)、Ⅵ完全なる

同盟罷工権竝に労働団結権承認がされる時代（実質的権利の時代）の六期に分けることができる。今日の日本は西  
 欧のⅢ暖昧（インディフェレント）の時代に当る。なぜならば、日本は労働団結権、同盟罷工権を禁止しているが、それを徹底すること  
 が不可能であるから実態は禁止したか、しないか不明状態だという意味でインディフェレントな時代である。いずれ  
 にしても、この方面の西洋の歴史はⅠからⅥの方向へ順次進行したのであるから、「日本と雖も抛つて置けば必ず第  
 六の状態まで進む」、ただ「どうせやるならば善い事は早くせよ、所謂善は急げ」ということである。仏蘭西革命頃ま  
 で西洋では労働団結権竝に同盟罷工権は一般的に禁止されなかったが、この革命以後、英仏独で第三階級が天下を取  
 ると労働者の団結権その他の行動を厳禁するようになった。日本の治安警察法第十七条は国家、社会の必要からでは  
 なく、「或る力が之を必要」として起った。英、仏、独でもほぼ時を同うして同盟罷工を厳禁したのは「特別の力が  
 国家の機関を独占」したからである。この特別の力とは「第三階級——資本家階級——雇主の階級」である。「雇主  
 階級の為には労働団結権竝に同盟罷工は迷惑」であり、「不結構」であるばかりでなく、国家から見て不結構である  
 としたのは「資本家階級が国家の実権を壟断」したからである。「資本家の利益即ち国家の利益である。」資本家と国  
 家が如上の關係にある限り、労働問題は公法的手段、つまり社会政策で取り扱っている限り行き詰りである。労働問  
 題は私法を根本的に変えない限り解決は不可能であるが、それは容易でないから私法の根本を変えずにその欠陥を充  
 そうという「一種の救済手段」が労働団結権竝に同盟罷工権の承認である。これが「社会政策」、「所謂社会改良主義  
 の上に立つ私共の労働問題」に対する立場である。これに対し社会主義は労資間の契約、すなわち「労働契約を根柢  
 からして引繰返してしまわなくちやならぬといふ。私共はそれを待つて呉れ」というのだ。労働団結権竝に同盟罷工  
 権というものは「寧ろ徹底的な、意久地の無い、不徹底なる要求」というべきものである。ところで同盟罷工は経済  
 上冀わしいものである。なぜならばそれをしない場合、雇主はどこまでも労働者に対する態度を改めないから、労働  
 者は働くことが厭になる。かくて国の生産は低下する。「ストライキをして然る後に其要求が通つて行く。是れ即ち

英吉利の工業をして、今日の如く盛んならしめた所以」である。かように同盟罷工権並に労働団結権を主張するが、それは無制限というわけではない。砲兵工廠、海軍の兵器工廠や国家・官営事業もしくは一般社会公安に関係ある事業においては「制限を附すといふことは、何処までも認める。」そのかわり、それらの事業にたずさわる労働者には解雇の不可と普通の労働者以上の賃金を支払うのでなくてはならぬ。

以上、二時間以上にわたったと思われる福田長広舌中、当時の日本の労働問題に関係ありと思われる所を要約した。なお福田は怠業につき独自の見解を示した点もあるが、これは後に他者との比較において述べる。以下、福田講演につき論評する。

第一に指摘できる点は、福田の治安警察法第十七条撤廃に対する主張に筋金が入っていなかったことである。福田は黎明会員に共通した問題意識として当該条項の「撤廃を要求」するのはプロパガンダや政治的野心や労働者に阿り諂うためではなく、ただ「学問上の結論を力強く述べるに外ならぬ」と述べたから、彼自身当然に当該条項の撤廃論者である。聴衆が福田の講演から治安警察法第十七条が撤廃されるべき理由を学問的に力強く述べられることを期待し、身を乗り出して聴こうとしたにしても不思議はない。しかるに福田の口からは当該条項は「抛つて置いても当然さうなる(撤廃される―筆者註)に決つて居るから、早くしろ」、ただ「善は急げ」ということだといふのであるから、聴衆は肩すかしを食った形になる。抛つて置いても撤廃されるのであれば、治安警察法第十七条の「研究」という名の批判講演会を持つことは無意味であるし、聴衆は一日の勤勞で疲れた身体を会場へ運んだこともまた無駄といふものである。もっとも福田自身は、治安警察法第十七条の未来はないのだという意味で抛つて置いても撤廃されると論じたのであろう。福田は主観的にそのように信じていたとしても、「撤廃を要求」する講演会において抛置説を説くことは主張の一貫性を欠くことになり、撤廃の氣勢を上げるために参集していたはずの多くの聴衆を納得させなかった

であらう。

第二に指摘できる点は、福田は当該講演直近における原内閣による治安警察法第十七条の適用を正面から問題にすることを避けたことである。福田は日本の労働団結権並に同盟罷工権の現状は「曖昧の時代」であると概括したが、東京砲兵工廠の同盟罷業の労働者へ当該条項が適用された直後ともいえるこの講演会において、そのように称してはたして聴衆を納得させ得たかどうか疑問である。逮捕された労働者二十三名は同盟罷業の廉ではなく、暴行、脅迫、誹毀並に誘惑、煽動の理由によるものであったが、似た行為であっても東京砲兵工廠事件以前は当該条項の適用により逮捕されないこともあった。原内閣の労働政策の転換とする報道も現われたし、多数の労働運動の指導者を逮捕された労組は弱体化し、組織の維持、犠牲者への援助活動も困難であった。そうした転換と切迫が明かであったからこそ黎明会員は日本の現状中最も緊急問題として治安警察法第十七条研究講演会を開催したはずである。曖昧の時代であり、抛置していても撤廃されるのであれば、東京砲兵工廠事件以前のように、この種の講演会を開催する必要はなかった。ここで問題になるのは、福田は治安警察法第十七条の適用を緊急問題と意識しながら、敢えて曖昧時代もしくは抛置していても撤廃されるというがごとき辻褃の合わない発言を何故したかということである。多分、それは福田に別の思惑があったからであらう。階級闘争主義に対する警戒心である。この時期、論壇、労働運動界において急速に人気を博していたのは、この階級闘争的社会主义思想であり、黎明会第七回講演会の聴衆中にかかる思想に影響された者が多数いたとしても不思議はない。福田は聴衆がさらに急進化することを憂慮した。福田は社会改良主義者として労働契約（社会）の根底を引っ繰り返す社会主義に「待つて呉れ」と叫んだ。そのあと、次のようにつづける。

「労働契約を引繰返すことは出来ない。それは準備も要れば、大変な無駄をしなければならぬ。差当りの問題として——無論それは他から観れば、生温い、不徹底でありませう。けれども凡てのものは——少くとも実行的のものは皆不徹底であります。徹底した事は実行が出来ない。空想は皆徹底して居る。空想を少しでも離れれば、凡て不徹底であります。少くとも社会上の間

題に就ては、吾々は不徹底といふ誹は之を辞することは出来ませぬ」

福田はかくのごとく生温い、不徹底な改良主義を主張することにより、急進的階級闘争主義に走る者を戒めようとした。曖昧の時代説、抛置していても撤廃される説等は急進主義への牽制であった。

福田は治安警察法第十七条の条文批判をほとんど行わないことにより、原内閣の当該条項の適用を正面から取り上げなかった。福田は講演で、当該条項中暴行、脅迫、誹毀が悪いのは当然であるが、同盟罷工に限って悪とする必要は無いとし、誘惑、煽動の禁止は「是非廃止せねばならぬ」としただけであって、それは時間にして一分間にも満たないものであった。福田自身は当該条項で規定されている暴行、脅迫、誹毀、誘惑、煽動に関する解釈は牧野英一理論に依拠しようとしていたであろう。そうだとすると、牧野の治安警察法第十七条に関する講話中で暴行、脅迫、誹毀については刑法にもあることであるから重視するに及ばないし、また誘惑、煽動は労働運動には必要であると断言したところを大衆が理解できるレベルに置きかえて、丁寧に講釈してしかるべきであった。聴衆の中の労働者、あるいは労働者に声援を送る者は福田講演のこの部分に関する説明は不十分、不親切であると感じただけではなく、福田は一刻も早くこの部分をパスしようとしたと受けとることもできたであろう。

第三に指摘できる点は、福田の講演には明快さが欠けていたということである。たとえば福田は仏蘭西革命後の近代市民社会では資本家が国家権力を掌握し、ここにかれらの利益擁護のために労働団結権、同盟団結権を禁止したというマルクス主義的国家観に立脚しながら、マルクス主義者が資本主義社会における労働契約を根柢から引つ繰返してしまわなくてはならぬとする革命には「それは待つて呉れ」とする。マッチ・ポンプである。あるいはまた、福田によれば、今日の労働者と資本家は不平等であるにも拘わらず、あたかも平等であるかのごとく扱おうとしているものが労働契約であるとしながら、かかる不合理な現代国家社会を引つ繰り返さず、労働団結権並に同盟罷工権という微温的、意久地の無い、不徹底なる要求で行くというのが自分の方針である、という。問題は微温的、意久地無し、

不徹底ということである。それが妥協的、漸進的、改良的であるということであるならば、それは明快なプリンシプルである。しかし福田のいうところはマッチ・ポンプであり、遅疑逡巡であるから不明快である。

第四に指摘できる点は、福田は日本の労働問題を論ずることに熱心でなかったことである。すなわち福田は、講演の最後の部分において国家事業、官営事業、自治体に働く労働者問題を論じた中で、東京砲兵工廠の同盟罷業に一声触れたが、それに適用された治安警察法第十七条等を通して日本政府が施行している労働政策に対する福田の見解を詳細に示さなかった。この日の聴衆中の労働者はいうまでもなく、知識人の関心もまた、欧州における労働団結権並に同盟罷工権の由来の長広舌よりは、大看板通りの治安警察法第十七条、それも東京砲兵工廠の労働者を二十三名も逮捕した治安警察法第十七条に対する福田の明確な態度表明と日本の労働運動の見通しについての見解を聴くことであったと思われる。しかるに福田講演は日本の労働者が目下只今直面している具体的問題についてはお茶を濁して終った。

福田講演は本来「開会の辞」に当るもので、従つて総論または緒論を述べるものにしても、他の論者の二倍から五倍もの長広舌を演じた割合にしては、時代の緊急課題に対し及び腰であった。福田講演に先き立つこと七か月前の牧野英一講話は、再三、同盟罷業は労働者の権利となつたと述べていた。また牧野は、労働契約が資本家による労働者への強制である以上、同盟罷業はそれに対抗する労働者の強制方法として正当化されるものとしていた。さらにまた同盟罷業により生ずる結果について刑法上及び民法上の責任も問われな<sup>(1)</sup>いとも附け加えていた。牧野も福田と同様に独仏英の法律を援用するが、それは伴奏であつて牧野の語る核心は日本の治安警察法第十七条であつた。いま一度い<sup>(2)</sup>え<sup>(2)</sup>ば牧野は「資本家の富を矛とするのであれば、労働者は労務即ち数を盾とするは当然」として同盟罷業を正当化した。牧野は日本の労働界に活発化してきた同盟罷業を正面に見据えて、これを論じた。これに対し福田は昂揚した同盟罷業に降りかかる火の粉を避けながら昔の外国の物語を講釈しているところが多かつた。もっとも福田講演と牧野

講話を時と場とを無視して同一次元で論評することは公平を欠くことになろう。福田講演は治安警察法第十七条が適用された直後の大衆向きの講演会であり、牧野講話は当該条項が翰に納められていた時の少人数の研究会に似た会合でのものである。福田は会衆を煽り立てることがあってはならないと考慮しつつ講演をしていることは十分に読みとることができるが、その分だけ歯切れが悪くなっている。福田は講演速記録の最後に「会衆中稍々喧騒せらるる方」があったが、それは講演が長時間に及んだことと、「声量が尽きて、聴衆に困難を感じしめた」ためであろうと付記したが、喧騒の原因はそのようなものではなく、じつはパンを求めた聴衆があたかも石を与えられたことによる憤懣の現われであったに違いない。

（一）開会の辞の性格については福田徳三「言論自由の発達」（『黎明講演集——研究及発達の自由——』第二巻第四輯 大正九年四月一日）で述べている。

（二）但し、牧野は一言、同盟罷業はその正当な範囲において行われる時は権利であるが、それが適當の目的なく、また適當な手段によらず行われる時は「権利の濫用」になると付言した。

#### 四、北沢新次郎における思想の二重構造

北沢新次郎は「誠意なき我国の労働政策」と題する講演において労働組合問題と治安警察法第十七条問題を論じた。以下、北沢講演を要約する。

第一回国際労働会議への労働代表派遣問題の混乱から労働者及政府当局は共に深刻な教訓を得た。労働者は平素の無組織を痛感し、組合設立の急務を自覚した。他方、政府は団結を罰するという頑迷なる労働政策を変更しなくてはならぬと考え、次期議会も労働組合法案を提案するという。問題は政府が推進しようとする労働組合法である。これは工場・事業本位の縦断主義的労働組合構想で、それは一つの工場における労組と他の工場における労組との間の横

断的連絡を阻止しようとするものである。これでは労働者の同盟罷工の成功の可能性は少い。床次内相は横断的労組を作るのは時期尚早であり、何事も漸進主義的に行くべきだという考えだと伝えられているが、そうではなくて先進諸国百年の歩みを可能なかぎり短期間に達成するために、横、縦、斜の各方面に連絡をとったさまざまな労組をつくらなくてはならない。それには労働者が勝手に作るから政府は邪魔をしないでくれるのがよい。

今日、労働者が自由に自分達に必要な労働組合を作る上の障害は治安警察法第十七条である。それには誘惑、煽動は罪悪になると規定されているが、「誘惑、煽動なくして同盟罷工は出来ない、どんな同盟罷工でも少しも人を勧誘することをしなくて同盟罷工と云ふものは出来ない。」また最近政府は、煽動誘惑は工場内の労働者がするのは構わぬが、工場と無関係の第三者がそれをするのは不可としている。しかし、(1) 第三者が熱弁を振って罷工を説いても、罷工すべき原因がないところには同盟罷工はない、(2) 惨怛たる状態にある労働者に対して社会改造の念に燃えている第三者が来て、労働者の条件の改善等として同盟罷工をとくことは不当ではない、(3) 資本家はあらゆる手段により勧告し、政党は誘惑、煽動から公然誹毀している時、無産者の階級意識の目醒めに対して罪悪とするのは不正不公平である。(4) 同盟罷工の場合、独逸、仏蘭西、英国はこれを罪悪としていないが、日本だけがこれを罪悪としていることは不正当である。

日本政府は最近、治安警察法第十七条が悪いということを感じていた。川村警保局長は治安警察法第十七条は労組設立と関係は無い、また関係があるとしても政府では手心を緩めて、これを適用しないようにするから安心して労組を作れといった、これを「抜かぬ太刀」と形容していた。しかるに「抜かぬ太刀」を宣言した者が最近、東京砲兵工廠のストライキに抜いた。しかもその抜き方が悪辣である。かかる悪辣なる抜き方ができる悪法があるため、日本の労働者は合法的にして男らしい同盟罷工に訴えることができず、悪辣陰險、見苦しく、男らしくないサポーターシユをするようになる。治安警察法第十七条の撤廃するにあらずんば徒らに多数の労働運動の犠牲を出すのみならず、



日本の労働運動を陰險化し、過激化し、遂には社会的不安を醸し、国運の消長にまで及びはしないかということを慮れるのである。

以上が北沢講演の要約である。以下、この講演につき論評していこう。

第一に指摘できる点は、北沢は東京砲兵工廠の同盟罷業を指導した労働者に適用された治安警察法第十七条とその適用方法を真正面から取り上げたことである。北沢は黎明会第七回講演会の講師のトップとして登壇し、その法を悪法とし、その適用の仕方を悪辣と弾劾したが、その後者の部分をより具体的に示すと次のようになる。すなわち、「最初砲兵工廠に於てストライキが勃発して、段々圧迫するが火の手が熾んになった、其火の手が熾になった時に抜くならば抜くのが本当である、其時に抜けば合理的である。けれども其時には抜かない、お前達は来年は給料を上げてやるから仕事をしろと云ふやうに色々と宥め、飴を食わせて賺してしまつた、それで労働者も安心して仕事に従事した。その所でザツと抜いた。一体是位悪辣な事はない、子供に飴を食わせて置いて後で引ッ叩いて、是位ゑヒドイ事はない。是は法の精神から言つても、有らゆる道徳的觀念から言つても、政府と云ふものは斯う云ふ悪辣な方法を執るべきものではないと信ずる」というものであった。政府の当該条項適用方法は騙し討ち以外の何ものでもないといわんばかりの平易な北沢講演を聴いた後の聴衆は、福田の徒らに長い、主として欧州の「労働団結及同盟罷工」の故事来歴物語に退屈を感じるのには当然であった。北沢はまた治安警察法第十七条中最重要な誘惑、煽動に関する法解釈も聴衆の理解できるレベルに練り直して述べてたい。北沢は当該講演会の看板に忠実な講演をした講師であった。

第二に指摘できる点は治安警察法第十七条撤廃論とサボタージュ論との間に見られる北沢の思想の二重構造ということである。北沢は治安警察法第十七条が同盟罷工を合法としていたならば労働者はサボタージュをする必要がない、

としていた。当該条項が同盟罷工を実質的に禁止しているがために労働者はサポータージュのごとき悪辣陰険なる手段に出なくてはならないとし、サポータージュをもって道義的に劣等なものと思倣していた。但し、北沢はサポータージュのいかなる点が悪辣陰険であるとするかその具体的説明はしない。しかし、当時、サポータージュをもって、それは公明正大なる手段を避け隠密の間に事をなさんとする一種の秘密性を有し、労働者の精神上に受ける損害は測り知れない、とする一新聞社説があった<sup>(1)</sup>。また同社説はサポータージュをもって「労働争議の手段として最も陰険」なる行為としていた。さらに別の新聞社説は、賃金は受けながら従業は避けようとするのは、理由の如何に拘らず労働者として「男らしからず」<sup>(2)</sup>、労働運動の指導者は心して「卑劣陰険なる手段の濫用」<sup>(3)</sup>を誡めざる可からずとしていた。司法当局は同盟罷業より「悪質」<sup>(4)</sup>とし、川崎造船所社長は「卑劣なる方法」<sup>(5)</sup>と憤慨していた。「怠業は勢ひ長期に亘るを常とし長期間の怠業は労働者をして怠惰の風を染み規律ある仕事に復することを困難ならしめ」<sup>(6)</sup>るといふ評論もあった。北沢のサポータージュ観は新聞論調、評論家、治安当局、資本家のそれと共通しており、それは仕事を怠けているというものであつた。こうしたサポータージュ観の中にあつて、福田のサポータージュは労働者が自己の要求を貫徹する手段として巧妙に進歩したものであるとして積極的にこれを評価したことが際立っていた。福田は川崎造船所のサポータージュといわれるものは、機械の前に坐っていたり、煙草を吸っているだけであるから、これはスライキと同じであり、賃金権の抛棄であるとし、真のサポータージュは法に触れないように仕事に着くが結果をあげず、賃金はきちんととるものである。したがって大変な工夫が必要である、としていた。当該期多くのサポータージュ観は、仕事を怠けているとし、これを非難したが福田は「決して怠けるのではない却つて骨を折ること」<sup>(7)</sup>だとし、怠業は同盟罷業以上に緻密、工夫、粘り、巧妙が必要であることを理解していた点において当代の第一人者であつた。北沢はその点サポータージュの持つ労働運動としての高等戦術的側面の理解に欠ける点があつた。北沢におけるこの欠落部分だけ既存の価値体系と共存する部分を残存させていた。治安警察法第十七条を適用した政府を批判した鋭利な言論と怠業労働者を

非難した思想との間の隔絶は大である。

- (1) 「怠業に就て」(『時事新報』大正八年九月二十三日 社説)。
- (2)(3) 「労働運動指導者の責任」(『東京朝日新聞』大正八年十月十五日 社説)。
- (4) 前掲「怠業取締／司法当局の談」。
- (5) 「怠業を慨して／松方氏敢然辭職／八時間制發布を機に／悲痛なりし挨拶」(『東京朝日新聞』大正八年九月二十八日)。
- (6) 堀江婦一「サボタージユ」(『東京日日新聞』大正八年九月二十五日)。
- (7) 前掲福田「言論自由の發達」。

### 五、三辺金藏の英国的自由論からの立論

三辺金藏の「治安警察法存置論を嗤ふ」につき、以下要約する。

存置論の議論を嗤う理由は、「吾々を説得するに足る程の議論でないにも拘らず、左る議論を振廻して、労働者の団結権を禁止しやう、或は抑制しやうと掛つて居る。其考え方が誠に嗤ふべきである」ということである。存置論にはまともったものが無いから巷間伝えられる所のものをままとめると以下の二点に要約できる。第一点は、日本の現状で此法律を廃止すれば同盟罷業は増加し、そのために国家が蒙むる損害は莫大なものになるということである。第二点は、問題が分かれる。(1)労組の目的はストスイキではないから、(2)治安警察法がストライキを不可としてもそれは労資協調により達成し得る、(3)政府は外部からのストライキ煽動者を罰するとしているが、これを罰してどこが悪いか、(4)労働を欲する者を誘惑煽動、暴行脅迫により働かさないとすることが行われぬよう当人の権利を保護しているのである。以上である。表面的にはもっともであるが、裏面に立入って窺うと詭弁である。それがいかに詭弁であるかの理由を述べらる。

まず第二点から始める。(1)ストライキはたしかに労組の目的ではないが、しかしそれは労組の目的を達成するために必要欠くべからざる手段である。(2)労組の目的は労資協調によっても達成されるというが、それは労資協調とストライキとを並列させて二者択一の関係で考えるところに発する。しかし実際は、この両者は並列ではなく前後の関係にある。最初、労資協調に訴えて聴かれない時、ストライキに出るのである。二者択一論は、その前後関係を押し隠し、誤魔化すもので浅ましい猿智慧である。(3)政府は自発的な同盟罷業を禁止していない、但だ「他から」もしくは「外部」からの誘惑煽動を罰するのだという。ここで明確にすべき点は第一に「他から」、「外部」という字義の範囲、第二に「誘惑煽動」の意味如何ということである。まず「他から」、「外部」の字義範囲は結局その「解釈は曖昧模糊たるもの」で、「殆ど各々の労働者各自以外の者が何か言ふことは、即ち外部から何か言ふことである」となる。次に「誘惑煽動」であるが、労働者が「仲間同志で談つてやつたことでも、何人かゞ委員となつて、一つ私語いたならば、それは他人を誘惑煽動したものであると云ふ解釈」になる、従つて多くの労働者が恰も月、日、時、場所、要求を同じくして全くの暗号で一斉に起つのでなければ日本には合法的同盟罷業は無い筈である。しかるに現今の日本に多発している同盟罷業の大部分が処罰されずにある。何故に斯る解釈の下に、斯る事実を見るかという、そこに「事実解釈又は事実問題」に帰するところにある。すなわち、誘惑煽動は法律で決つてゐるものではなく、解釈する人の如何により、「或は適用され、或は不適用の状態に於て終る」、法律の執行者は、事実解釈という「隠れ蓑、隠れ傘に身を潜め、治安警察法と云ふ鋒先鋭き大身の槍を引き抱へ、己れが突かんと欲するときには、直ちに其槍を繰出して刺すのである」。治安警察法は「悪魔の手」であり「無道の法律」である。それは多くの人々から呪われるゝに至るだけでなく、呪の聲は益々大になるに違ひなく、その結果呪の二乗、三乗、十乗、千乗となり、「恐らくは吾々が思ふだけに恐しとして居る所の事象となつて勃発する」のではないか。(4)、労働を欲する者をこの法律は保護していると弁解するが、多数の仲間が、仲間全体の利益のために己れの受くるあらゆる不利不便を冒して同盟罷業の挙に出ている時に、

自分だけが仲間に加わらない人間は卑怯者か狡猾人間か、道徳上責む可き者ではないのか。

第一点に話を移す。ここでは治安警察法を廃止すればストライキが増加し、国家の産業能率が衰えるという。しかしながら、はたしてそうなるかどうかは予言者ではない限り答え得ない、にもかかわらず、それを予測し得るとすればそれは今日の人心が騒がしい時にこれを廃止すれば将来はより騒がしいという考えからであろうが、今日の人心が騒がしいのは政府の物価政策が有効に行われていないことと、企業家は高利益をあげながら労働者への配分を拒むからである。大事なことは分配の公平を図ることで、このために今日、多少産業能率が毀損されても、長い目で見れば、国民経済を発展させることが可能である。またストライキは自動的に公平化の手段であるから、治安警察法によりこれを抑止することは却って国民経済の進歩発達を阻害することになる。

以上で三辺の「治安警察法存置論を嗤ふ」の要約を終る。三辺は大正八年三月十九日の例会で福田徳三に推薦され、満場一致で会員として承認されている。<sup>(1)</sup> 三辺が黎明会講演会で講演したのは第七回講演会における講演一回だけである。三辺は明治十三(一八八〇)年三月七日、神奈川県足柄下郡小竹に生れたから、この講演の当時は三十九歳七か月余である。その間、明治三十一(一八九八)年三月、慶應義塾大学理財科卒業、同年四月から慶應義塾大学理財科助手、明治四十二(一九〇九)年四月より慶應義塾大学部予科教員となり経済原論を担当し、明治四十五(一九二二)年八月、慶應義塾大学留学生として「商事経済学」研究のため英、独两国へ赴き、大正四(一九一五)年八月、留学より帰国、気賀勘重と経済政策を分担し、同時に同年より、慶應義塾において初めて会計学を開講し、これが三辺の専攻するところとなった。会計学の外に研究会、ドイツ語も担当していた。なお同年九月より三辺は慶應義塾大学経済学部教授となった。<sup>(2)</sup>

三辺の講演で指摘できる第一点は大学人の講演であっても大衆に理解され易かったのではないかということである。

すなわち、治安警察法第十七条存置論を整理し、筋道を通して批判したものであったから、聴講者に比較的理解され易かったのではないかと思われる。整然とした論理と莊重な言語による講演の割合には労働者にも受けいれ易い「悪魔の手」「無道の法律」とか、労働者の権利の侵害にたいする労働者の呪の声は、今後益々大となり恐しい結果となつて勃発するのではないかとする文言は十分に大衆演說的なものであったから聴衆に受容され易いものであつたろう。

しかしながら第二に指摘できる点として肝心な点で具体性に欠ける所があつた。すなわち「外部」もしくは「他から」の字義範圍が曖昧だといつただけで、同盟罷業においてそれらの範圍が具体的にどこまで模糊としていたか、あるいはまた「誘惑煽動」が実際の同盟罷業においていかに不合理に事実解釈されていたかということについても具体的に述べていない。東京砲兵工廠の同盟罷業は三辺のいう「各々の労働者以外の者が何か言ふことは、即ち外部から何か言ふこと」になつてしまつたし、従来に似た宣伝、活動に「誘惑煽動」の文言が適用され逮捕されたのであるが、そうした具体的事実三辺は触れなかつた。

三辺は「解放」大正九年一月号に「治安警察法存置論を駁す」を執筆したが、それは「治安警察法存置論を嗤ふ」を下敷きにし、多少加筆したものである。いま加筆された一、二の点を挙げると、治安警察法存置論者が同盟罷業は國家の産業能率に著しい損害を与えるという主張に対し、第一にそれは総損失を計上するのみにて、同盟罷業の終熄と共に漸次に恢復される恢復額を差引いて純損失を計算していかない、とする。第二に、同盟罷業は生産上では確かに多少の損失はあるが、分配上より見れば国富分配の上で実益するところ必ずしも少なくないとする、なぜならば、「國民經濟の目的が其成員の総てに豊かに食ひ、暖かに衣服し、快く起居せしむると共に、日毎に増大し行く精神文化の成果を享け、且つ愈々益々之を發達助長せしめ行くに必要な物質的諸条件を確保するに在り、是等諸要件の生産其ものゝ増加其ものに在らざるは疑なき所」である。この目的さえ達成されていたならば、生産の増加に制限があ

つても「亦已むを得ざる次第である」、斯の如くにしてこそ初めて伸びては節を固めては復に伸ぶるが故に呉竹の伸び／＼て終に撓むところなきと同じ堅実なる發達を遂げ得るに至る」ものであるから「妄に之れを抑圧し控制す可きにあらず」としていた。三辺は生産能率という点からではなく、國民經濟的視點から發想していたといえる。

三辺の講演及び評論において共通していえることは、労働者の思想と行動は抑圧、束縛すべきではなく、その自由と人權は尊重すべきであるという主張である。麻生久はいうまでもないし、北沢新次郎、福田徳三もまた治安警察法第十七条批判はマルクス主義乃至は社會主義的イデオロギーにも依拠していた。しかし、三辺は元來財産の共有、財産の分配、財産制度の廢止、財産家の討滅、「言ふ所一」として財の外に出でず。(中略)財中心主義<sup>3)</sup>の社會主義には好感を抱いていなかったから、三辺の当該条項批判は社會主義の立場からのものではなかった。大正四年夏、欧州の留学から帰国した三辺は、日本において誤れる独逸崇拜主義が台頭していることにつき、その「利害」を語った。独逸の科學からはおおいに學ばなくてはならぬが、その劃一主義を學ぶと人權を豚や犬の如く、蹂躪することになるとし、英國の自由と比較し、次のように述べた。「私は一九一四年七月二十八日、社會民主黨の一派が、戰爭反對の示威運動を行つてウンター・デン・リンデンの通りを練つて歩いたのを目撃した一人であります。此示威運動に対する獨逸政府の態度は(中略)騎馬巡查を其列中に馳突せしめて之を蹴散すと云ふ暴行を敢てしたのである。(中略、これに対し)ハイドパークに行つて見ますと、毎日曜日に暇さへあれば、誰れでも勝手に彼方此方の演壇に突立ち上つて、其意見を發表して居る。(中略)勝手に言論を闘すことが出来、之に向つて何人と雖へども妨害を加へることはない。即ち言論の自由は飽くまでも尊重して、勝手に討論させ、勝手に研究させて居る<sup>4)</sup>」。この英吉利の雅量と獨逸の压制とを比較し、どちらを學ぶべきか、むしろ「英吉利人の言論を自由にし、人權を飽くまで尊重すると云ふ政治」を學ぶべきであるというのである。三辺の治安警察法第十七条批判は、労働者の自由、人權を飽くまで尊重するという点にポイントがあつたのであつて、階級闘争史觀とは無縁な思想的根柢に立脚するものであつた。

- (1) 「黎明会記録」(『黎明講演集』第一巻第四輯 大正八年六月一日)。
- (2) 会田義雄「三辺金蔵博士年譜及び主要著作目録」(『三辺商学研究』第五巻第五号 昭和三十七年十二月三十一日)。
- (3) 三辺金蔵「基督教と社会主義」(『慶應義塾学報』第百六十六号 明治四十四年五月十五日)。
- (4) 三辺金蔵「独逸より学ぶの利害」(『三田評論』大正四年十二月号。なお「独逸より学ぶ」は三辺が帰国後間もない大正四年十月十八日におこなわれた第五百六回三田演説会における三辺の同テーマの演説である(『三田評論』大正四年十一月号)。

## 六、麻生久のマルクス主義的革命論の立場

麻生久の「治安警察法と眞の治安」を以下要約する。

「法律といふものは其当時の勢力を有つて居る者が、自己階級の利益を擁護せんが為に、自己階級の立場をより良くせんが為に、又は他の階級に対して自己階級を防衛せんが為に、制定されてゐる場合が多い」。治安警察法第十七条はかつては道徳として認められていたにしても、第四階級が起るとそれはいまや資本家階級の特権を防護する悪法である。資本主義の世の中を新しい世の中に造り変えるには二つの手段がある。一つは□□(三十字分伏字。その中には多分「革命」の文言があったと思われる)であり、いま一つは徐徐に変更していく進化的方法である。「同盟罷業の如きは現在の不合理なる社会組織を漸次に変更し虐げられたる労働階級の地位を次第にたかめて行く温和なる一の手段」である。この二つの手段中「一方をふさげば一方が出るのであります。」いまや治安警察法第十七条が善いか悪いかという議論の段階は過ぎた。裁判所が此上此法律を適用するならば適用することが理論上善いか悪いかという点とはなく、それは裁判所や政府が何処まで資本家階級の利益を擁護するつもりであるか否かという問題である。この時政府が労働者階級に向つて此悪法を適用するならば、労働者階級は□□(五十一字空欄であるが、その中にも多分「革命」という文言があったと思われる)により、治安警察法第十七条は撤廃されるであらう。



麻生の講演要約は以上の通りである。麻生は大庭景秋と共に大鏡閣支配人面家莊吉を援助して『解放』を大正八年六月一日に発行していたが<sup>(1)</sup>、その創刊号に、労働運動の骨子は「創造者階級が所有階級の支配を撃破して此世を自己階級の支配に帰せしめんとする運動に他ならない」と革命主義を主張していたし、大正八年六月一日付で友愛会に入会し、直ちに出版部長に就任し、早速、露西亞革命を「専制的権力者の横暴、資本家の貪婪、国家と国家との盲目的なる戦争、国民と国民人種と人種との無意味なる反目を此世から一掃して人類の世界を真に平等自由相互扶助の精神に充ちた世界になさん」としてこれに同調していた。八月一日の『解放』には世界の労働運動は「漸次過激化しつつあるは蔽ふべからざる事実」<sup>(4)</sup>であるから、日本の労働運動はこうした世界の労働運動の山なす経験から学ばばよいとして過激主義を示唆した。従来労資協調主義を主張していた友愛会は、大正八年八月三十日から、九月一日まで開かれた第七回大会で、資本主義の現状については否定的態度を示しその改造には労働者の団結による闘争以外にない、<sup>(5)</sup>という方向に、かなりはつきり方向を転じたがその立役者は麻生であった。麻生は同大会で友愛会理事に互選され、九月三日の理事会で友愛会の主事になった。十月十日の第一回国際労働会議への過激な労働者代表派遣反対運動の現場の指導者は、実質的に麻生であった。

この麻生の黎明会第七回講演会の講演を通じ第一に指摘すべきは、それが明確にマルクス主義的な法律観乃至は歴史観に立脚したものであったということであった。裁判所、政府が治安警察法第十七条を適用することは資本家階級擁護の立場を示すものであるから労働者階級は唯一の改革の手段である革命的方法を用いざるを得ないと結論づける講演であった。講演は活字では十一か所、合計三百六十字の伏字を持つが、それらは麻生講演の大意を了解することを妨げていない。麻生はマルクス主義的階級史観の立場から治安警察法第十七条を否定した。

第二に指摘すべき点は、麻生の講演は革命的煽動的であるから、ある種の聴衆の血を躍らせたであろうということである。たとえば、当時統発していた同盟罷業を放置する限り、「日本も亦露西亞のやうになるであらう」ことを恐

れる裁判官が治安警察法第十七条を以て同盟罷業を喰止めようとするのであるが、そうなれば「『バスチース』の牢獄を破壊する羽目」になることは歴史の明示する処と弁じ立てた。しかしこれは煽動ではあっても、同盟罷業は確実に牢獄を破壊するほど革命的になるといえる根拠は無かった。当時争議はたしかに続発していたが、そこには詭弱な一面があった。東京市における新聞社十六社の活版工による組合は同盟罷業をおこない、一時的には「知識の暗黒界」とも称されたが、結果は資本家側の結束の前に粉碎された。東京砲兵工廠の労働者は陸相の仁侠に期待し無条件で矛を収めたが、司法当局と憲兵による支配の前に運動の指導者は多数逮捕され、労組は大打撃を受けた。神戸川崎造船所のサポータージユは会社の社長の方が役者が一枚上手であり、「不徳の至す所」声明と共に社長辞任声明を発すると、労働者は驚天動地し、号泣し、怠業を詫び、会社への忠誠を誓い、そそくさと職場へ復帰した。麻生の煽動は以上に見られるような日本の労働者の脆弱性と前近代性を反省しない、どこか現実に合わぬ空転したところがあった。

また、たとえば東京砲兵工廠事件に適用された治安警察法第十七条のいかなる部分において資本家階級の利益擁護につながり、またその適用がどのように労働者階級への圧迫となって現われているかという論証が、麻生講演中少くとも文字として記録されているものの中に見られなかった。つまり声は大であるが中身に欠けるところがあった。

- (1) 『麻生久伝』（麻生久伝刊行委員会 昭和三十三年八月一日）一〇五頁。
- (2) 麻生久「人類解放の諸精神」（『解放』大正八年六月一日 創刊号）。
- (3) 麻生久「労働運動の新意義」（『労働及産業』大正八年七月号）。
- (4) 麻生久「世界労働運動の方向」（『解放』大正八年八月一日）。
- (5) 『総同盟五十年史 第一巻』（総同盟五十年史刊行委員会 昭和三十九年十一月一日）二七九頁。
- (6) 拙稿「衝撃と反應——治安警察法第十七条——」（慶應義塾大学法学研究会編『教養論叢』第八十七号 一九九一年三月）。

七、吉野作造の普選論とそれにまつわる穿鑿

吉野作造の「普通選挙と労働運動」は講演集に寄稿された評論であって、第七回講演会においておこなわれた講演ではない。以下それを要約する。

普通選挙と労働運動とは自由の機会を開くものに過ぎず、黄金世界到来のためには其上に大なる精神的努力が必要である。まず普通選挙を実施し、立憲の本義を徹底することである。今日、普通選挙が主張される第一点は、制限選挙が国民の多数を占める無産階級に選挙権を与えていないために国民の自由に対する不当な制限となっている。普通選挙はこれを打破する。第二点は、今日、国民の良心の自由を蹂躪するものとして政党による国民の政党化があるが、これにより「国民は政党を監視する役目を放棄して、政党の命令を奉ずる土偶に過ぎない」ものとなっている。けれども「普通選挙の実行の如きは此各政党の地盤関係を根本的に覆す」<sup>(1)</sup> 端緒になる。

次に普通選挙が実現されたとして、それは政治的自由を量的にも質的にも拡張するが、それは形式的自由であって、そのほかに実質的自由を見なければならぬ。実質的自由とは教育其他による精神的 능력そのものの発揚と並に人間生活の物質的基礎を安全にすること、即ち食うに困らない生活の保障が必要である。「之が出来ねば政治的自由の伸張も要するに空白に終らざるを得ない。之れ労働運動が普通選挙の要求と共に所謂道徳的自由の発揚の爲めに相並んで最も重要な意味を為す所以である。」

かように普通選挙と労働運動は密接不可分であるが、従来これが「相容れぬもの」とし、「多くの労働運動者流は普通選挙などは我々の自由幸福に何の拘りもない。あんなものを当にして居つては駄目だと云ふ。そして政治などと云ふものはどうでもよいものだ。我々が選挙法や議会に頼まず直接行動を以て一挙其目的を貫徹すべきであると云ふ」。西洋では遠い昔に普通選挙の如き第一の関門を破り、第二の関門（労働問題）が論じられているが、我国はその

第一の関門の戦が未だ勝敗が定まらない。第二、第三の関門における闘争問題を考えると前途遼遠である。

以上が吉野評論の大意である。以下、当該評論と黎明会「治安警察法第十七条の研究」講演会及び『黎明会講演集——治安警察法第十七条研究号——』をめぐる当該期の吉野作造につき考察する。考察したい点は、まず、吉野は「治安警察法第十七条研究号」に当該課題とは全く無縁な評論を何故寄稿したのであろうかという点である。解せないのである。そのほかにも納得できない点がある。それら解せない点を順次挙げてだけおこう。

第一に吉野の「普通選挙と労働運動」であるが、これは先述の大意においてもわかるように治安警察法第十七条といかなる点でも交差、共通する点があるようには書かれていない評論である。しかし吉野がいかなる由来により執筆したものであるかは十分に理解できる。吉野はこれまで『中央公論』大正五年一月号に「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」を説いて以来、同七年まで憲政の本義を説きつづけてきたが、大正八年に至ると『中央公論』二月号に「選挙権拡張問題」、同誌同年四月号に「予の選挙権拡張論の批評について」等を論じ、憲政の実践面である普通選挙に問題を説き進めるようになっており、当該評論はこの線にそうものである。当該評論は憲政実践の第一段階である普通選挙が実現されなにかかわらず、それを否認する労働運動家が登場しつつあることに警告を發したものであるが、吉野は同様に労働運動家が普通選挙を否定し、直接行動を以て目的を貫徹しようという傾向に憂慮した評論を、当該評論より四か月前に執筆していた。<sup>(2)</sup>そこには大正七年暮から八年の春に懸けて政界の大問題であった「普通選挙論は、昨今跡形も無く消え去つて、今や天下の耳目は国民の生活という実質問題に集中して居る」と書き出されていた。それは政治は閑問題である、普通選挙を云々するのは時勢遅れも甚しいもので、それより経済問題が先決だという政治否認になっているとし、その中で労働運動家は運動に対する労働者を挑発するために「故らに資本家階級に対する不信反感を誇張した」、彼等は「是非共資本家階級を撲滅しなければならぬ、階級闘争其事

を直接の目的として奮起しなければならないといふ事になる<sup>(3)</sup>と労働運動における政治Ⅱ普通選挙否認を説明している。そこにおける政治否認説の説明は「普通選挙と労働運動」における「直接行動」説より丁寧<sup>(3)</sup>に説かれてはいる。しかしながら吉野の双方の評論において共通していることは普通選挙否認論は誰だれにより、いかなる場所において唱えられているものであり、その説に基づく運動が斯くかくの団体による、これこれの運動であるという特定を敢えてしていないところである。普通選挙否認論を主張する個人や、それを主張して運動をする団体を知り尽しながら、それらの個人、団体の名前を挙げないのが吉野作造である。それが那邊に由来するかはわかるが「治安警察法第十七条研究号」に、それと全く無縁な評論を寄稿した理由が解せない。なんらかの理由で編集者に寄稿を強く要請され、たまたま手元に書きたためであったものか、あるいは短時間で書き易いテーマであったからというがごとき単純な理由であるかもしれない。しかしながら普通選挙否認論を主張する個人や団体を十分過ぎるほど承知しながら敢えて個人、団体名を挙げなかった吉野である。吉野はかかる慎重な方法をしつにしばしばとる。この行動様式に通ずるものが、治安警察法第十七条「撤廃」を目的とする号に、敢えて憲政実践の第一段階である普通選挙という非革命的な主張を寄稿したとするのは穿ち過ぎであらうか。

第二に吉野は治安警察法第十七条撤廃論者であったが、ここから二個の問題が出てくる。問題の一は、吉野はなぜ撤廃論者の立場からの評論を寄稿するという特輯号にふさわしい方法を執らなかつたかということである。吉野は治安警察法第十七条に関し、(1)今日の支配階級が労働者の進歩の程度を不当に低く見て居る事、(2)労働階級の開発の爲めの社会的努力がほとんど欠けている事という二点から、当該条項の「撤廃」の必要を認め、「今日同法の存置を主張する論拠が余りに資本家本位に偏し、又余りに不健全な盲目的国家主義に僻して居る事文だけは明白疑を容れない<sup>(4)</sup>」としていた。したがって治安警察法第十七条「撤廃」研究号に沿う評論を寄稿するとすれば当該条項をもって「支配階級」である「資本家本位」に偏し、「盲目的国家主義」に僻したものととして鋭い批判の対象にならざるを得ない。

これは階級闘争的でありさえすれば人道に悖るところがあっても一向にかまいはしないという行動に走り勝ちであった労働者の火に油を注ぐものとして警戒したのであるか。これもまた穿ち過ぎたとする批判も生じるであろうが、そのような見方が成り立つ根拠は十分にあることもまた事実である。

問題の二は、吉野は黎明会第七回講演会において予定していた講演テーマは「官界の新傾向」というものであった。講演の趣旨からしてこのテーマの内容は当然に治安警察法第十七条に関連していたものと考えられる。多分、当該条項に関連した官界の新傾向を論じようとしたものである。しかしながら、ここでいう「官界」とはどういう方面の官界であるのか、そしてまた「新傾向」というのはいかなる傾向であるのか、不明である。したがって「官界の新傾向」とは一体その内容は何であったのか考える必要がある。

吉野は当該講演会の前に「司法官吏の新傾向<sup>5)</sup>」と題する時評を発表していた。そこで吉野は明治の法官が形式に拘泥するの余り、社会の常識と乖離した裁判をして顧みなかったが、最近の法曹界には自由法説も起り、社会国家の利益を顧慮するに止らず、風教の維持、思想の矯正、秩序の確立という経世的見地により国家の進歩に貢献せんとする態度を示している点が顕著であるとしつつ、しかしかかる司法官吏の思想がなお言論、思想に対し頑迷固陋である点は憂慮して措かざるところ、としていた。以上のことを念頭において「官界の新傾向」は何を論じようとしていたかにつき推測してみよう。まず官界であるが、これは司法官を含むとしても、司法官以外のものを指すであろうことが考えられる。そうだとすると、①このところ抜かぬ太刀としてきた治療警察法第十七条を抜いた司法省、内務省当局の動向をも指すのか、②治安警察法第十七条の撤廃を志向した内務省内の一部傾向を指すのか、③司法省、内務省とはまったく別な官吏の動向をいうのか、あるいはそれらのうちのいくつかを論じる予定であったかであろう。以上、考えられる三点の中、①の逆コースを新傾向と称することは無理であろう。次に②の治安警察法第十七条撤廃に動いた内務省内の一部の傾向であるとすると、それは大正八年初頭に見られたところであるが、<sup>6)</sup>既述の通り治安警察法第

十七条が多数の労働者に適用された後に、特にこの問題だけをとりあげるとは思われない。残るのは③である。大正八年十月二十三日の時点において、なお治安警察法第十七条撤廃と関連した明白な官吏の行動として挙げ得るのは、治安警察法第十七条第二項の存在は「同盟罷業を禁止し従つて労働組合を無用の長物たらしむるもの」<sup>(7)</sup>で国際労働立法の第二原則の趣旨に背反するという論文を商業雑誌に発表した河合栄治郎農商務省参事官である。<sup>(8)</sup>吉野は河合参事官を論じようとしていたのかもしれない。その場合、この年の頭初に内務省内に見られた改新的な動向も併せて論ずることも可能であった。これらの動向はたしかに治安警察法第十七条をめぐる官界の新傾向といえる。吉野はこの辺の事情を講述しようとしていたかもしれないが、ここでは断定しない。

第三に、吉野は講演会場へ来ておりながら、まず北沢新次郎が講演し、そして終り、二番手に福田徳三が登壇し、その長広舌もようやく終りに近い頃、帰った点について考えてみたい。中目尚義は、三宅雪嶺も吉野も「生憎その時刻にさしせまつて止むを得ない差しつかへのために演壇に起たれなかつた」と記し、<sup>(9)</sup>吉野自身は「出演することになつて居つたが途中少しく不快を感じたので急に講演をやめて帰つた」と先きの評論の冒頭に記している。吉野の場合、「止むを得ない差しつかへ」というのは吉野の近親者にまつわる突発的な事故でないことは「不快」という表現により明白である。「不快」の原因は身体の不調からくるものであつたかもしれない。それほど深く穿鑿するほどのことではないかもしれないが、気になる。既述の通り、当時吉野は過激化し、道義の感覚を麻痺しつつかつた日本の労働運動に不信、不快の念を抱いていた。<sup>(10)</sup>福田の講演中喧騒化する労働者聴衆を目の前にして吉野は「不快」を感じたとするのは過敏すぎようか。吉野の評論を理解するのは容易であるが、講演会場へ現われながら登壇せずに帰つたこと及び「治安警察法第十七条研究号」へその看板とは全く無縁な評論を寄稿したことが、当該期の吉野の労働運動観とからませてさまざまな穿鑿がされるところである。

- (1) 吉野は制限選挙である限り政党的地盤は固定化し、「斯くしていゝ事をしやうが、わるい事をしようが、何うでも自分達は勝てる」と云ふ意味で堅い地盤」になっているとし、これを批判していた（「政党的地盤政策を難す」〔中央公論〕大正八年十一月号）。
- (2) (3) 吉野作造「労働運動に於ける政治否認説を排す」〔中央公論〕大正八年八月号。
- (4) 吉野作造「治安警察法適用の問題」〔中央公論〕大正八年十月号。
- (5) 「司法官吏の新傾向」〔中央公論〕大正八年十月号。
- (6) 拙稿「労働者と知識人」〔慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六十三卷第十二号〔平成二年十二月〕〕。
- (7) 河合栄治郎「社会政策の分岐点」〔改造〕大正八年九月号。
- (8) 河合栄治郎は大正八年五月米国から帰国すると、農商務省は直ちに大塚勝太郎次官の直属として第一回国際労働会議にたいする日本政府の方針の起草に着手しよう命じた。しかし、治安警察法第十七条を含む労働問題をめぐる河合の建言は上司の意見と対立し、そこから河合は十月上旬辞意を伝えていた。この十月上旬に辞意を伝えていたとするのは「労働問題に関し／河合氏辞表を提出／現内閣の意見と合はず／臨時産業局の椅子は空席」〔時事新報〕大正八年十一月六日 夕刊) によるが、これによると同月二十九日辞表提出とある。辞表が受理され免官になったのは十一月初旬であるという(江上照彦『河合栄治郎伝』〔社会思想社 昭和四十五年十二月三十日〕一〇三頁)。
- (9) 中目尚義「雑記」〔前掲『黎明講演集』第二卷第三輯〕。
- (10) 吉野の「不快」退場に気懸りなのは筆者だけではないらしい。伊藤孝夫氏は「治安警察法第十七条問題」〔法学論叢』第一二九卷第四号)で、「アジテーション」色の強い麻生の演説にも吉野は違和感を覚えたかも知れない」としているが、吉野の退場は麻生の講演以前である。
- (11) 前掲拙稿「吉野作造の人道主義的労働観」。

## 八、結 語

吉野作造は大正八年夏、前年暮から八年春に懸けての政界の大問題は普通選挙論であったが、八年夏に至るとそれ



は跡形も無く消えて、代わって天下の耳目は生活問題乃至は労働問題に集中していると評していた。同盟罷業は激増し、秋になると新たに怠業が出現し、争議の様相は一段と過激化した。そこへ第一回国際労働会議への労働代表派遣反対運動が重層化した。そうした中で「労働者階級の掠奪」をたくらむ「資本家階級を撲滅」せんとする「階級闘争」的言動は労働運動家及び社会主義者の間にありふれて使用されていた。たとえば麻生久が、貪婪飽く無き資本家階級を打倒する革命主義を鼓吹したり、世界の労働運動は漸次過激化しつつあるは蔽うべからざる事実として日本の労働者階級の学ぶべきものもそこにあると示唆していたことは既述したところである。山川菊栄もまた露西亞革命以後の「日々の新聞は欧米各地に相次いで起る大仕掛の同盟罷業や叛乱やを引切なしに報導」しているが、動乱は「遠大なる理想を目懸け、究極の解決を明日に意識して行はれて居る点に於て、而してその企図する改革が巨大且つ根本的な点に於て、確かに革命の面目を備へて居る」「世界は今や一大転機に臨んで居る」、何処を見ても世界は無産者の解放といふ一事に向つて突進」している、と述べていた。<sup>(3)</sup> 革命は近づけり、という趣旨の文章が決して少くないのが大正八年夏から秋にかけての論壇であった。

黎明会第七回講演会の聴衆の中には如上の革命的風潮に触れていた者が多数参加していたと思われる。その理由は、第一に黎明会の看板は福田福三、吉野作造であるが、これが成立するために麻生は積極的に動きまわっており、<sup>(4)</sup> この麻生の行動力の黎明会中に占める比重を忘れてはならない。理由の第二は、従前の黎明会講演会の大部分は学生であるが、そこには黎明会と前後して東京帝国大学法学部学生の中に組織された新人会の学生が常に積極的に参加していた。この新人会に麻生は東京帝国大学の先輩として参加し、後輩の面倒をよくみていた。彼等にとり麻生は「神格的に尊敬の的」<sup>(5)</sup>であった。麻生の影響の強い新人会学生の参加ということである。理由の第三として特に第七回黎明会講演会には労働者の聴講者が目立ったことは既述の通りであるが、その労働者たちの間では麻生がこの春以来、友愛会の有力なニューリーダーとして注目されていた。当該講演会の聴衆の動員に大なる力を持っていた麻生は、激動の

時代を象徴する華華しき新刊雑誌『解放』の中心にいた人物でもある。結局、この講演会の聴衆ははじめから麻生並びに麻生と同様に階級闘争を説く者に影響されていた者が決して少くなかったというのである。従っていえることは、彼等にとり福田講演にみられた同盟罷業に関する長時間にわたる故事来歴は退屈であり、社会主義に踏み切るのを「待つてくれ」という点は時代遅れに感じられて「喧騒」ならざるを得なかったのである。三辺講演は大学講義の社会化路線にかなったものというべく、まことに理路整然としており、衝くべき点は正確に衝いていたが、一点、労働界を震撼させていた権力の猛威の摘発を忌避していた。北沢講演は政府の「悪辣」さを小気味よく攻撃したが、同時にサボタージュの労働者は男らしくないと非難する口吻は為政者のそれと間違いかねないものであった。麻生講演は三十分に満たないもので、北沢、三辺両講演の半分、福田講演の五分の一以下の短時間のものであった。しかも活字にすると十一か所、三六〇字分伏字であったが、残された活字だけで十分に治安警察法第十七条という古い法律に対する「呪詛の声」をはっきり聞いたし、この古い法律が新しい権利を要求する者の上に圧迫を加えつつける限り、「『バスターヌ』の牢獄を破壊する羽目」になったり、「日本も亦露西亞のやう」になろうがそれは「第四階級の新しい道徳」、「正義の大勢」にそうものである、と聞きとれるものであった。麻生講演には制限、禁止、条件付きの言葉がなかったから、聞いていて曖昧さは感じなかったであらう。

明治社会主義者である堺利彦は黎明会の創立以来の功績を評価した上で黎明会第七回講演会の直前に、最近の同会は、何となく「沈滞不振の気」が見えはじめているとしていたし、第七回講演会から約三週間余り後の十一月中旬になると、「吉野作造君の純政治的デモクラシーに空虚を感じ、福田君の真デモクラシー（若しくは階級闘争ヌキのソーシャル・デモクラシー）に曖昧を感じた人心」は、河上肇の小冊子『社会問題研究』へ走ったと述べた。<sup>7)</sup> ちなみに『社会問題研究』が河上の個人雑誌として創刊されたのは大正八年一月二十日であった。河上は同年十月十五日発行の右雑誌において、福田は社会民主主義の目的を以て「本当のデモクラシー」と看做しているらしいが、社会民主主義の目的実

現の手段としてゐる階級闘争を危険であると排斥してゐる、しかし、福田の目ざす社会改造が、「挙国一致で実現できるならば論はないが、苟くも社会に利害を異にし、従つて思想感情を異にする階級ある以上、博士の所謂本当のデモクラシーも、争闘に依らずして之を実現するに由なきが如くであるが、其は果してどうしたものであろうぞ」と言外に階級闘争抜き社会改造の可能性を主張してゐた。黎明会の参加者各人が階級闘争についていかなる考え方を抱いてゐたか不明であるが、麻生以外で明確に階級闘争の立場を同会機関誌に打出してゐた者はいない。しかし、大正八年後半の日本の論壇、労働運動界は階級闘争色がまことに鮮明になつてゐた。

いま一度堺利彦の言を引用する。黎明会第七回講演会から三週間余り経過した時点での発言である。わが国は「デモクラシーから社会主義研究に進み、社会主義研究から労働運動に転じて来た。／＼代表的団体に就いて云へば、黎明会の時代が過ぎ去つて、友愛会の時代が到来したのだ更に議論主張の内容から云へば、労資協調説の時代が過ぎ去つて、階級闘争説の時代が到来したのだ」とそこに述べてゐた。今日の視点からすると、かような時代の到来が着実な前進とはいへなかつたことは指摘できるし、その当時においても、良識者には黎明会の主張が穩健であることをもつて、革命主義的思想と運動に排除されてよいものだとは思わないのであるが、大衆は大道を堅実に歩く者よりは、サーカスの綱渡りをする者の方へ大きな喝采を送るものである。サーカス師が綱から落下するまでは……。

最後に重要な一点を付言する。当時、治安警察法第十七条の撤廃を主張してゐたのは団体では黎明会だけではなく社会政策学会、社会主義者のグループ、労働団体もまた同様であつた。しかしながら社会政策学会はそれまで公開の場において不特定多数の聴衆を対象に講演会を開催することがなかつたことから当該条項の適用について異議を感じたとしても、この問題をめぐり大衆向けの講演会を突如開催することはできなかった。社会主義者グループや労働団体は当該条項反対の講演会を開催することは不可能であつたがゆゑに開催しようとしなかつたが、仮りに開催した場合でも、多分、これらの団体は国家権力の中枢部をストリートに批判する場合が少くない点から、とりわけ社会主義

者グループは過去の経歴から治安当局に発言が警戒されていたから、これら両集団は無事に最後まで講演会を終了することは困難であったに違いない。これらの団体に比較し、黎明会は穏健な啓蒙思想家の団体として社会的信頼を得ており、これまで黎明会講演会は過去六回開催されたが、その間一回の弁士中止、解散命令も受けなかった。黎明会はここへきてしばらく講演会開催がやや間遠になっていたが、これまで継続してきたルーティーンの一環として「治安警察法第十七条の研究」講演会を開催することにした。こうした黎明会の性格と実績が「治安警察法第十七条の研究」講演会を当局の干渉を受けずに開催し、無事終了させることができた。麻生久の治安警察法第十七条批判の講演が可能であったのは、彼が黎明会に所屬しており、黎明会講演会の一員であったからである。彼が友愛会員として、もしくは個人として当該条項批判を公然と掲げて講演することは多分困難であったに違いない。むしろ山川菊栄も、堺利彦そして河上肇もまた、この時期、公開の大衆を対象の治安警察法第十七条批判の講演は不可能であったであろう。

- (1) 前掲吉野「労働運動に於ける政治否認説を排す」。
- (2) 前掲吉野「普通選挙と労働運動」。
- (3) 山川菊栄「世界思潮の方向」(『解放』大正八年八月一日)。
- (4) 拙稿「黎明会創立における大正デモクラシーの一齣」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第五十八巻第二号)。
- (5) 前掲「麻生久伝」一一二頁。
- (6) 堺利彦「黎明会と友愛会と改造同盟」(『解放』大正八年十一月号)。
- (7) 堺利彦「社会主義研究から労働運動へ」(『解放』大正八年十二月号)。
- (8) 河上肇「福田博士の社会民主主義を評す」(『社会問題研究』第九冊 大正八年十月一日)。
- (9) 堺「社会主義研究から労働運動へ」(『解放』大正八年十二月号)。

(後記) 本稿は故川村泰之君(昭和五十四年、本塾法学部政治学科卒の御令兄川村俊夫氏よりの指定研究寄附金により成ったものである。記して感謝の意を表するものである)。